

克雪すまいづくり支援事業補助金のご案内

担当：魚沼市役所 産業経済部 都市整備課 TEL 025-793-7991 (問合せ先)

1 克雪すまいづくり支援事業とは

住宅屋根の雪下ろし等による転落、落下の危険と身体負担の軽減を図るため、克雪住宅の整備を行う者に対し、整備に要する費用の一部を予算の範囲内において補助する事業です。

2 補助対象となる方は

- (1) 整備する克雪住宅に自ら居住し、所有する個人の方
- (2) 克雪住宅を新築（改築）、増築、改良又は克雪住宅認定済の建売住宅を購入する個人の方
- (3) 現在、市内に居住している方、又は市内へ転居が確定している個人の方
- (4) 市税の滞納がない個人の方
- (5) 以前に克雪住宅関係補助金の交付を受けたことのない個人の方（同一世帯員含む。）

3 補助金の額

- (1) 補助対象経費・・・別紙、別表のとおり ※消費税は対象経費から除きます。

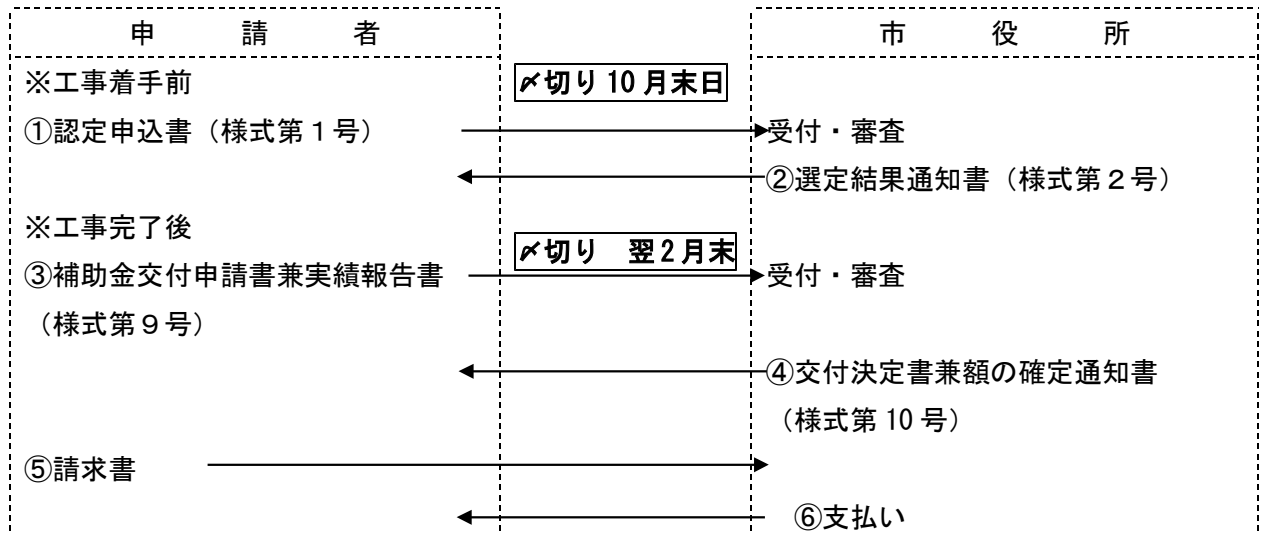
※補助対象経費が250万円を超えた場合は、250万円が限度額

- (2) 補助率及び補助金

区 分			補助率	補助金限度額	1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。
その他	一 般	融雪式	17.6%	44万円	
		その他	13.2%	33万円	
	要援護世帯	融雪式	22.0%	55万円	
		その他	17.6%	44万円	
の新築及び改築 居住誘導区域内	一 般	融雪式	44.4%	100万円	
		その他	40.0%	100万円	
	要援護世帯	融雪式	48.8%	100万円	
		その他	44.4%	100万円	

※居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域をいい、エリアは市HP「魚沼市立地適正化計画」で確認できます。

4 補助金の申請



5 補助対象となる工事と経費

区分	要件	対象工事費
融雪式	融雪式 熱エネルギー（電気、ガス、灯油等）を利用し、屋根専用の融雪施設（構造）を講じた住宅をいう。	屋根雪融雪施設（構造）の要する全体工事費
	耐雪融雪式 生活余熱等の利用により、一定期間をかけて徐々に融雪する構造を有し、別表4に定める垂直積雪量と軒先の雪庇対策を講じた住宅をいう。	一般住宅と耐雪融雪式住宅との工事費の差額。 ただし、一般住宅より増加する建築工事費の算出が困難な場合は、対象住宅の床面積に応じて別表第5に定める額を当該費用とみなすことができる。
その他	耐雪式 別表4に定める垂直積雪量に耐えることが構造計算書により確認でき、軒先の雪庇対策を講じた住宅をいう。	一般住宅と耐雪式住宅との建築工事費の差額。 ただし、一般住宅より増加する建築工事費の算出が困難な場合は、対象住宅の床面積に応じて別表第5に定める額を当該費用とみなすことができる。
	落雪式 屋根構造が人力によらず、自然落雪又は、強制落雪となるように装置を講じた住宅をいう。 ただし、落雪が当該住宅にかかる申請者の自己敷地内で堆雪場所が確保できること。 自然落雪屋根とは、屋根勾配が25度以上で金属板等の滑りやすい屋根材を使用したもの。ただし、滑雪能力の高い屋根材を使用した場合の屋根勾配はこの限りではない。	次に掲げる工事費のうち該当するものの合計 (1) 一般住宅（カラー鉄板）と落雪式住宅（ステンレス鋼板、フッ素樹脂鋼板等の滑雪能力のある金属板）との屋根工事費の差額 (2) 屋根強制落雪施設（構造）に要する全体工事費 (3) 落雪が敷地外に飛び出すのを防止するためのフェンスや壁の設置等に要する工事費 (4) 既存の一般住宅屋根を落雪式の屋根に改良するために要する工事費
	高床落雪式 1 屋根部分は、落雪式と同基準とする。 2 高床部分は、一体の鉄筋コンクリート又は鉄骨造りとし、基礎の形態で地盤面上からの高さを0.6m以上有する住宅をいう。 ただし、建築基準法上、高床部分が床面積に算入される場合は除く。	次に掲げる工事費のうち該当するものの合計 (1) 一般住宅（カラー鉄板）と落雪式住宅（ステンレス鋼板、フッ素樹脂鋼板等の滑雪能力のある金属板）との屋根工事費の差額 (2) 屋根強制落雪施設（構造）に要する全体工事費 (3) 一般住宅（基礎高0.6m）と高床住宅との基礎工事費の差額 (4) 落雪が敷地外に飛び出すのを防止するためのフェンスや壁の設置等に要する工事費 (5) 既存の一般住宅屋根を落雪式の屋根に改良するために要する工事費
	その他式 生活余熱等の利用により、一定期間をかけて徐々に融雪する構造を有する住宅をいう。	一般住宅とその他式住宅との工事費の差額。 ただし、一般住宅より増加する建築工事費の算出が困難な場合は、対象住宅の床面積に応じて別表第5に定める額を当該費用とみなすことができる。

※いずれの区分にあっても、地下水の開放利用を伴うものは対象となりません。

6 要援護世帯の要件

区 分	要 件
高齢者世帯	ア 世帯全員が満 65 歳以上の者のみ構成されている世帯(ひとり暮らしを含む) イ 満 65 歳以上の高齢者と満 18 歳以下の児童(18 歳に達した以降最初の 3 月 31 日までの児童を対象)のみで構成されている世帯 ※ア、イともに介護保険該当者については満 60 歳以上とする。
身体障害者世帯	世帯主が、身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級表の級別が 1 級から 6 級に該当する者である世帯
精神障害者・知的障害者世帯	世帯主が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める障害等級が 1 級から 3 級に該当する者、あるいは、知的障害と判定された者に対して都道府県知事が発行する療育手帳、又は知的障害者判定機関の判定書を持っている者である世帯
ひとり親世帯	世帯主が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの、又は父母のいない児童を養育する者で、世帯主以外の構成員が満 18 歳以下の児童(18 歳に達した以降最初の 3 月 31 日までの児童を対象)である世帯
その他	その他、市長が認める世帯

7 耐雪式等に使用する積雪量

地 区	垂直積雪量(単位 : cm)
堀之内地区	300
小出地区及び湯之谷葎沢から西側地区	300
湯之谷芋川から東側地区	340
広神地区	310
守門地区	400
入広瀬地区	400
※単位重量は 300 kg/m ³ とする	

8 耐雪式等に使用する対象工事費

床面積 m ² 以上～m ² 未満	工事費 千円	床面積 m ² 以上～m ² 未満	工事費 千円	床面積 m ² 以上～m ² 未満	工事費 千円
～ 5	0	55 ～ 60	875	110 ～ 115	1,751
5 ～ 10	79	60 ～ 65	955	115 ～ 120	1,830
10 ～ 15	159	65 ～ 70	1,034	120 ～ 125	1,910
15 ～ 20	238	70 ～ 75	1,114	125 ～ 130	1,989
20 ～ 25	318	75 ～ 80	1,193	130 ～ 135	2,069
25 ～ 30	397	80 ～ 85	1,273	135 ～ 140	2,149
30 ～ 35	477	85 ～ 90	1,353	140 ～ 145	2,228
35 ～ 40	557	90 ～ 95	1,432	145 ～ 150	2,308
40 ～ 45	636	95 ～ 100	1,512	150 ～ 155	2,387
45 ～ 50	716	100 ～ 105	1,591	155 ～ 160	2,467
50 ～ 55	795	105 ～ 110	1,671	160 ～	2,500

9 その他 宅地建物取引業者が行う建売住宅については担当に別途協議ください。